

(株)日本政策金融公庫の ガバナンスについて

平成 20 年 7 月 30 日

国民生活金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
国際協力銀行

(株)日本政策金融公庫の経営理念

基本理念

政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

活動指針

国民経済・国際経済発展への貢献

- 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献する。
- 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献する。
- 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処する。

地域活性化への貢献

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献する。

お客さまサービスの向上

- 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応える。
- 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造する。

環境問題への対応

環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献する。

働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくる。

シナジー効果の発揮について

1 農商工連携

(1) 地域活性化支援

(2) 顧客の成長支援

①地域の農林水産業者、中堅の中小企業者、小規模事業者の連携事業等の共同推進（資金・情報提供）

②地域異業種交流会、地域セミナーの共同開催

①商談会における協力

②農林水産業者と商工業者のマッチング

③各機関の関係諸団体を活用した連携

2 国内海外連携

（グローバル化支援）

①海外投資環境情報の提供

②各機関の情報誌の相互活用による顧客への情報提供

③海外投資セミナー、海外現地法人交流会における協力

④農林・中小公庫のニーズ調査を踏まえた、既に海外に進出済の顧客の支援の検討

※ シナジー効果の検討にあたっては民間金融機関との連携に十分留意する。

具体的な取組み状況

(1) 農商工連携

① 地域の農林水産業者、中堅の中小企業者、小規模事業者の連携事業等の共同推進

◇地域活性化案件の共同実施

- ・第1号案件:(株)紀州ほそ川【梅 エ キ ス】 地域資源活用融資[中小] + アグリフードEXPO[農林]
- ・第2号案件:第一製網(株)【防鳥ネット】 経営革新融資[中小] + 養鶏業者へのマッチング[農林]
- ・第3号案件:(株)果実堂【甘夏ドレッシング】 地域資源活用融資[中小] + アグリフードEXPO[農林]

② 商談会における協力

◇全国ビジネス商談会 [中小主催: 1/28]

国民・農林協賛、各機関の資料コーナー設置、国民・農林職員の出席

◇アグリフードEXPO2008大阪 [農林主催: 2/26~27]

各機関協賛、中小から出展者5社紹介、国民・中小による来場者募集協力、各機関の共同ブース設置、各機関の役職員の出席

(2) 国内海外連携 (グローバル化支援)

◇投資環境資料の提供

JBIC の各国投資環境に係る調査資料を国民・中小・農林に提供し、各機関は本部の海外担当部署に同資料を備え付け、営業店からの問合せに活用

◇海外投資セミナーにおける協力

JBIC が今年 3 月に海外 3 ヶ所(中国青島・上海、ジャカルタ)で実施した海外投資調査の結果説明会に、各機関が参加募集の協力をし、中小の取引先19社が参加

新公庫のコーポレート・ガバナンス態勢の概要

1 基本的な考え方

- 政策金融機関としての経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からコーポレート・ガバナンス態勢を構築
- 会社の機関設計、組織設計においては、「権限と責任の明確化」を図ると同時に、外部からの評価（評価委員会）並びに内部及び外部の監査（監査役会・会計監査人、監査部）が適切に行われる態勢を構築

2 コーポレート・ガバナンス委員会

- コーポレート・ガバナンスに関する重要事項を審議・モニタリングするコーポレート・ガバナンス委員会を設置
- 事業本部内のコーポレート・ガバナンスに関する事項の審議・モニタリングのため、コーポレート・ガバナンス委員会の下部組織として、事業本部コーポレート・ガバナンス分科会（仮称）を設置

3 評価委員会等

(1) 評価委員会

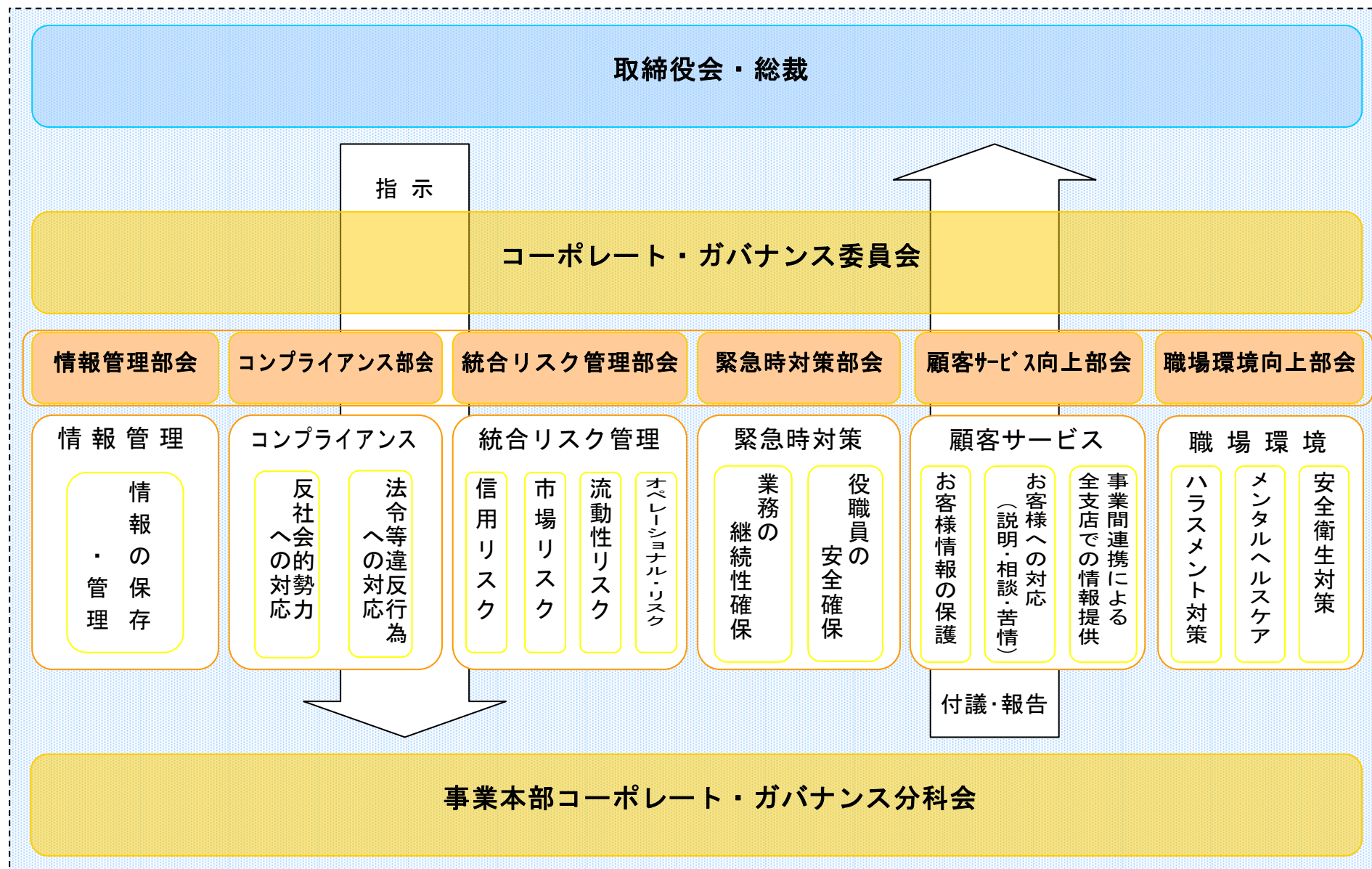
- 政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかなど、新公庫の業務の評価・監視を行う評価委員会を設置する。
- 評価委員会は外部有識者をメンバーとし、評価基準を策定・公表するなど、透明性を確保する。

(2) 内部監査

会社法に基づき、監査役会を設置し、監査役・会計監査人の監査のほか、内部監査部門による内部監査を実施する態勢を構築する。

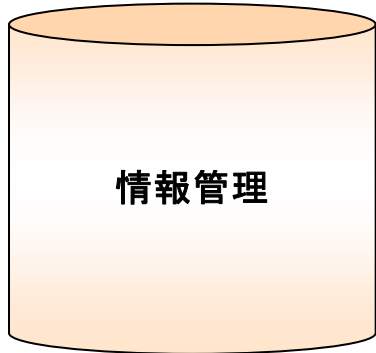
(3) ディスクロージャー

- 新公庫は株式会社へ移行するが、引き続き「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」に基づき、公的機関として情報公開を行う。
- 加えて、一般会社と同様に、社債発行会社として、「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)」に基づき、有価証券報告書等による情報開示を行う。



(注) 部会・分科会の名称は仮称

6つのカテゴリー



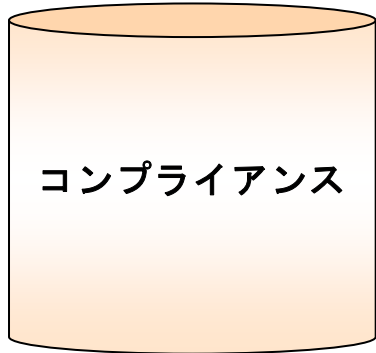
情報管理

目的

高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営に寄与するための態勢を整備する。

具体的な取組

- 保有する情報を適切に管理するための方針の策定
- 情報の管理体制・ルールの検討 など



コンプライアンス

法令等の遵守及び反社会的勢力との関係遮断等により業務の適正性を確保し、公共の信頼の維持を図るための態勢を整備する。

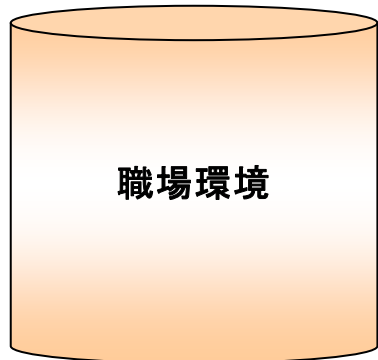
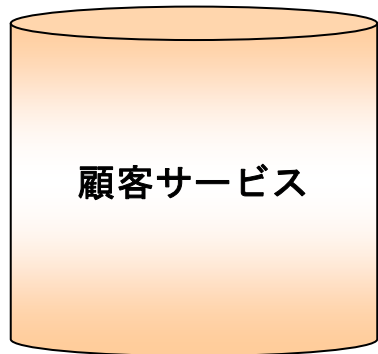
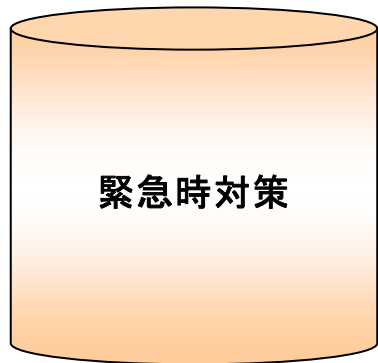
- コンプライアンス実現のための具体的な実践計画（コンプライアンスプログラム）の策定
- 反社会的勢力への対応方針の策定
- 公益通報者の保護 など



統合リスク管理

政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的に捉えつつ、業務の遂行に必要な健全性及び適切性を確保し、また透明性の向上を図るための態勢を整備する。

- リスク管理体制の整備
- リスク管理上の重要事項の審議、モニタリング
- 特に信用リスク管理は、国民一般、中小企業、農林水産業及び国際金融等業務分野ごとの特性に応じて管理 など



目的

地震・火災等の災害などの緊急事態の発生時における、役職員の安全確保、業務の継続性を確保するための態勢を整備する。

顧客保護及び顧客の利便性向上に向けた適正な管理を行うための態勢を整備する。

安全かつ働きやすい職場環境を確保するための態勢を整備する。

具体的な取組

- 危機発生時の対応体制の整備
- 平時の防災・防犯体制の確立 など

- 顧客情報の管理体制の整備
- 適切な顧客対応の基本的な方針の策定
- すべての分野の融資制度に関する情報提供体制の整備 など

- 労働安全衛生に対応した環境の整備
- 専門の医師・機関を活用した相談体制の整備
- など